# 4. 第 93 号議案 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を 改正する条例の件

### 1. 改正の理由

「神戸市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」の施行に合わせて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「建築物省エネ法」という) 第63条第1項に基づき、本条例において建築士から建築主に対する説明義務の対象となる建築物の用途と規模を定めるため。

## 2. 改正の概要

建築物省エネ法 63 条に基づき条例で定める建築物の用途と規模を以下のとおりとし、神戸市 建築物等における環境配慮の推進に関する条例に追加する。

- (1) 用途 すべての用途 (建築物省エネ法第 20 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物の用途は除く。)
- (2) 規模 建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの ※「建築物省エネ法20条第2号及び第3号に掲げる建築物」とは、文化財保護法の規定により指定された建築物や建築基準法に規定する仮設建築物など

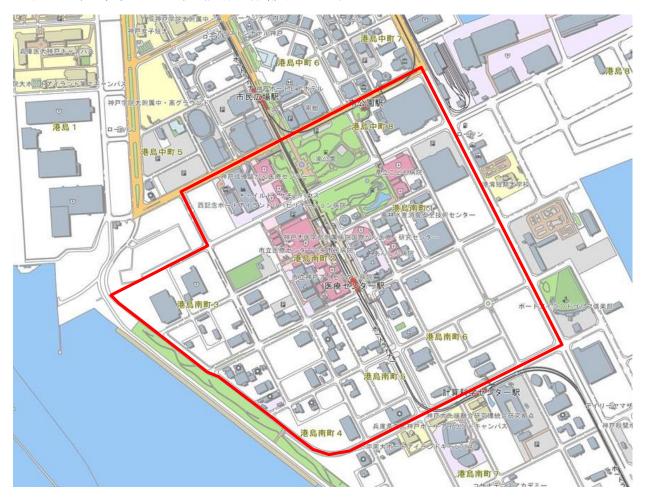
# 3. 施行期日

令和8(2026)年4月1日

#### く参考>

「神戸市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(素案)及び神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部改正の概要」については、2025年7月にパブリックコメントを実施(意見なし)。

# ●促進区域の位置及び区域(医療産業都市エリア)



# ※建築物再生可能エネルギー利用促進区域とは

建築物省エネ法第60条に基づく、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域。

市町村は促進区域について促進に関する計画を作成することができる。

促進区域では建築士から建築主への説明義務などの措置が適用される。

# 第 93 号議案

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例(平成24年3月条例第45 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後              | 改正前            |
|------------------|----------------|
| 目次               | 目次             |
| 第1章~第3章 [略]      | 第1章~第3章 [略]    |
| 第4章 建築物再生可能エネルギー |                |
| 利用促進区域内における説     |                |
| 明義務 (第27条の2)     |                |
| <u>第5章</u> [略]   | <u>第4章</u> [略] |
| 附則               | 附則             |
| 第27条 [略]         | 第27条 [略]       |

第4章 建築物再生可能エネル ギー利用促進区域内に おける説明義務

(説明義務の対象となる建築物の用 途及び規模)

- 第27条の2 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律(平成27 年法律第53号。以下「建築物省エネ 法」という。)第63条第1項の条例で 定める用途及び規模は、それぞれ次 の各号に定めるものとする。
  - (1) 用途 すべての用途(建築物省 エネ法第20条第2号及び第3号に 掲げる建築物の用途は除く。)
  - (2) 規模 建築に係る部分の床面積 の合計が10平方メートルを超える もの

第5章 「略]

第4章 「略]

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項に基づき、建築士から建築主に対する説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を条例に定めるため。